

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【宇太大字陀線の変更】

次の付議案を提出する。

平成24年12月20日

奈良県都市計画審議会会長

都計第82号の8

平成24年12月17日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【宇太大字陀線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更（奈良県決定）

都市計画道路中 3・5・570号宇太太字陀線を 3・6・570号宇太太字陀線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域		構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
幹線 街路	3・6・570	うた 宇太 おおお だせん 大宇陀線	うだし 宇陀市 おおお だひろろ 大宇陀拾生	うだし 宇陀市 おおお だひろろ 大宇陀拾生	うだし 宇陀市 おおお だいでしん 大宇陀出新	約 440m	地表式	2 車線	10.25m (10.25～ 12m)	幹線街路と平面交差 1 箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：別紙のとおり

都市計画道路 宇太大字陀線の変更理由書

1. 都市計画道路 宇太大字陀線の概要

都市計画道路 宇太大字陀線（以下「(都) 宇太大字陀線」という。）は、起点を宇陀市大字陀拾生、終点を宇陀市大字陀拾生とする、標準幅員12m、延長約440mの幹線街路である。

昭和27年に「2・3・1 宇太大字陀線」として都市計画決定された後、昭和40年に都市計画変更が行われ、昭和48年に「3・5・570 宇太大字陀線」と名称が変更され、最終平成15年に車線明記が行われている。

2. 都市計画道路 宇太大字陀線の変更の内容

(1) 変更の理由

(都) 宇太大字陀線の一部を含む松山地区は、文化財保護法の規定に基づき、平成17年12月、大字陀町（現 宇陀市）により「大字陀町松山伝統的建造物群保存地区」（以下「保存地区」という。）として都市計画決定された後、平成18年7月、国により「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。

「大字陀町伝統的建造物群保存地区保存条例」の規定に基づき定められた「大字陀町松山伝統的建造物群保存地区保存計画」では、主として江戸期から昭和戦前期までの町家・社寺などの建築物等のうち、松山らしい特性を維持していると認められる建造物を「伝統的建造物」として位置付け、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境を守り、その修理、修景、復旧、管理などに努めることが定められている。

この伝統的建造物に特定された建築物（以下「特定物件」という。）が(都) 宇太大字陀線の都市計画道路区域に含まれており、このまま都市計画事業が施行された場合、特定物件が消失することとなり、保存地区の保存に支障を及ぼすことから、道路幅員を歩行者需要に見合った幅員構成へ変更し、道路線形を変更することにより、特定物件への影響を避け、保存地区への影響面積を最小限に抑え、保存地区の歴史的環境の保全との整合を図るものである。

(2) 変更の内容

- ・(都) 松山通り線との交差部から終点までの約330mの区間において、幅員を12mから10.25mに変更する。
- ・(都) 松山通り線との交差部から終点までの約330mの区間において、道路線形を変更する。
- ・路線の名称を「3・5・570 宇太大字陀線」から「3・6・570 宇太大字陀線」に変更する。